令和6年度〔第2四半期〕随意契約の結果(500万円以上の工事、物品、委託)

教育委員会

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容		間(履行期間) 値製約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
	派遣業務委託	県内の県立高等学校 への外国語指導助手 の派遣	令和6年8月1日		株式会社インタラック 関西東海		高度な指導力や英文法等の知識を持ったALTを複数の県立高校に派遣するという特殊な業務であるため、採用基準やシステムが確立されており、県内市町における採用実績が豊富な当該相手方をおいて他にはないため。	2	3イ
	タを活用した「個別最 適な学び」研究調査事	タを活用した「個別最	令和6年7月18日	~ 令和7年3月31日	国立大学法人滋賀大 学		教科学力と、非認知能力や学習方略、生活習慣等に関わる児童生徒質問調査の結果のクロス分析を行い、データから得られた相関関係等の考察を踏まえ、個人と集団それぞれに対する「個別最適な学び」につながる適切な指導や取組について研究を進めるうえで、ビッグデータを処理・分析して、新たな価値を創造するデータサイエンス学部を有し、滋賀県内における教育事情を把握・理解している大学として、滋賀大学の他に本業務を代替しうる者がいないため。	2	31